

公益社団法人米沢有為会
奨学金貸与規則

第1条 この規則は、公益社団法人米沢有為会（以下「本会」という。）定款第5条に規定する学資の貸与（以下「貸費」という）に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 貸与は無利子とし、貸費は、左の各号に該当するものに対して、これを行う。

- (1) 置賜地方（米沢市、長井市及び南陽市並びに高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町）の在住者並びに出身者の子弟であって、大学又は大学院に在学するもの
- (2) 身体強健、学術優秀、品行方正であるもの
- (3) 経済的理由により、修学困難であるもの

第3条 貸費は月額4万円とし、大学又は大学院卒業の月まで、これを行う。

第4条 本会の貸費生は、置賜地方所在高等学校長より、貸費希望者の推薦を求め、その推薦された者のなかから、奨学金担当理事及び教育委員の選考を経て、毎年3月末までに理事会で決定する。

2 置賜地方以外に所在する高等学校長より推薦された場合又は大学院進学者で、貸費を希望する場合は前項に準じて取扱う。

第5条 前条の推薦者には、左の書類を添付しなければならない。

- (1) 本人及び保証人連署の貸費願書
- (2) 本人及び保証人連署の家計調書
- (3) 学習成績及び資質素行に関する推薦校の調書
- (4) 健康診断書
- (5) 写真
- (6) その他本会の指定する書類

第6条 貸費の決定通知を受けた者は、速やかに連帯保証人2人を定め、本会所定の奨学金貸与契約書を提出しなければならない。

2 連帯保証人のうち1人は奨学金の貸与を受けようとする者の保護者（保護者のいない場合にあつては、これに準ずる者を含む）であり、他の1人は奨学金の貸与を受けようとする者が属する世帯以外の世帯に属する者であることとする。

第7条 貸費生は、左の場合は、速やかにこれを本会に届出なければならない

- (1) 病気その他の事情により、廃学しようとするとき
- (2) 病気その他の事情により、休学しようとするとき
- (3) 都合により、修学学校又は修学学部を変更しようとするとき
- (4) 進級しなかったとき
- (5) 大学院に入り又は他学部^に学士入学しようとするとき
- (6) 卒業したとき
- (7) 転居したとき

第8条 前条第1号の場合は、貸費を停止する。

2 前条第2号乃至第4号の場合は、本会において、その事情を調査し、貸費を中止、又は理事会の議を経て、貸費を停止することがある。

3 第2項の規定により、貸費を停止された者は、本会の指定に従って、既に貸与を受けた金額を返還しなければならない。

第9条 左(下)の各号の一(1)に該当する場合においては、本会は、理事会の議を経て、貸費を停止し、既に貸与した金額は、これを一時に返還させる。

- (1) 理由の如何を問わず退学を命ぜられたとき
- (2) 性行不良なりと認められたとき
- (3) 勉強を怠り、成業の見込ないと認められたとき
- (4) 故意に第7条の届出を怠ったとき

第10条 貸費を受けた者は、大学又は大学院卒業時に連帯保証人との連名による奨学金返済予定表を提出し、卒業の翌月より、月額1万5千円を、本会に返還しなければならない。

2 貸費を受けた者が、大学卒業後、更に大学院・他学部へ入学又は大学院卒業後他学部へ入学し、或は未就職又は病気のため、前項の返還が、著しく困難な場合は、この願出により、返還の期限を猶予することがある。

第11条 貸費の返還を怠った場合は、理事会の議を経て一時に全額を返還させることがある。

第12条 貸費を受けた者は、その返還義務を終るまで、就職、転職、転居など重要な消息は、その都度速やかに、本会に届出なければならない。

第13条 保証人が転居し又は保証能力に著しい変化を生じたときは、本人と連署して、速やかに届け出なければならない。

2 保証人が死亡したとき又は本会より保証人変更の要求があったときは、速やかに新保証人を定め、連署して届出なければならない。

3 前項の届出を怠った場合は、その届出があるまで、貸費を中止することがある。

第14条 貸費を受けた者が死亡した場合又は心身の障害により、返還が著しく困難となった場合は、本人又は保証人の願出により、理事会の議を経て、返還義務の全部又は一部を免除することがある。

附 則

1 この規則定は 年 月 日から施行する。

平成元年4月17日一部改正

平成11年4月20日一部改正

改正附則(平成24年1月12日 理事会決議)

1 改正後の規則は、公益社団法人米沢有為会の設立登記のあった日(平成25年7月1日)から施行する。

改正附則(平成26年3月29日一部改訂)

1 改正後の規則は平成26年4月1日から施行する。